

文スポ・土木・警察常任委員会

◎ 開催日時 令和6年12月13日（金） 9時58分～11時15分

◎ 開催場所 第二委員会室

◎ 説明員 文化スポーツ部長、警察本部長および関係職員

◎ 議事の概要

【警察本部所管分】

1 付託案件

（１）議第205号 令和6年度滋賀県一般会計補正予算（第7号）のうち警察本部所管部分について

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（２）議第187号 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

2 一般所管事項調査

【文化スポーツ部所管分】

3 付託案件

（１）議第181号 令和6年度滋賀県一般会計補正予算（第6号）のうち文化スポーツ部所管部分について

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（２）議第205号 令和6年度滋賀県一般会計補正予算（第7号）のうち文化スポーツ部所管部分について

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（３）議第197号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活動センター）

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

委員からは、指定管理者選定の採点方法について、最も高い点数と最も低い点数を除いて採点結果を計算するなど、採点のあり方について検討するとともに、点数の低かった項目について改善の取組を行っていただきたい、との意見が出された。

(4) 議第 198 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(滋賀県立長浜ドーム(宿泊研修館を除く。))

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(5) 議第 199 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(滋賀県立体育館および滋賀県立武道館)

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(6) 議第 200 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(滋賀県立スポーツ会館)

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

4 一般所管事項調査

委員からは、H A T O スタジアム駐車場の有料化の方針について、地元の意向や意見を丁寧に聞き取りながら検討を進められたい、プロスポーツへの支援について、国スポ・障スポ大会を通じて県民のスポーツへの関心も高まることが期待されるため、レイラックしが等プロスポーツへの支援につながるように工夫されたい、文化財の活用について、再来年の安土城築城 450 年に向けて安土城復元プロジェクトが進行中であるが、文化スポーツ部として国スポ・障スポ大会の P R と一体的に取り組むなど、効果的な P R を工夫するとともに、安土城の山頂付近にトイレ施設がないため、仮設トイレの設置等を検討されたい、等の意見が出された。



委員会で配付された資料

資料1_議案書・抜粋(警察本部)

資料2_予算に関する説明書・抜粋(警察本部)

資料3_滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

資料4_令和6年度11月補正予算 主な事業概要(文化スポーツ部)

資料5_指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要(文化芸術振興課)

資料6_指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要(スポーツ課)